

岬町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 岬町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月
 (改 定 日) : (令和 8 年 3 月)

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成20年11月1日 (供用開始後 18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	2,216.67人/km ²	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区・小島浄化センター		
処 理 場 数	1処理区・小島浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集合処理区域の設定にあたっては、費用対効果を分析し、集合処理が適さない区域については、浄化槽設置整備事業により整備を進めるなど、経済的に有利な手法を採用し、最適化を目指すことを検討している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金有 従量制有(使用料量により 11段階の料金設定)				
	区分	基本料金 (0m ³ 以上6m ³ まで)	超過料金		
			水量	1m ³ につき	
	一般汚水	414円	7m ³ 以上10m ³ まで	92円	
			11m ³ 以上20m ³ まで	103円	
			21m ³ 以上30m ³ まで	115円	
			31m ³ 以上40m ³ まで	126円	
			41m ³ 以上50m ³ まで	138円	
			51m ³ 以上70m ³ まで	161円	
			71m ³ 以上100m ³ まで	184円	
			101m ³ 以上200m ³ まで	207円	
			201m ³ 以上500m ³ まで	230円	
501m ³ 以上1,000m ³ まで			276円		
		1,001m ³ 以上	322円		
業務用使用料体系の概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の概要・考え方	浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条に規定する公衆浴場から排出される汚水をいう。				
	区分	基本料金 (0m ³ 以上6m ³ まで)	超過料金		
			水量	1m ³ につき	
浴場汚水	0円	0m ³ 以上200m ³ まで	26円		
		201m ³ 以上	27円		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,993円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,993円
	令和5年度	1,993円		令和5年度	1,993円
	令和6年度	1,993円		令和6年度	1,993円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	理事 1人 課長兼係長 1人 主幹兼係長 1人 係員 1人
事業運営組織	岬町都市整備部下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	漁業集落排水処理施設の維持管理業務を民間業者に委託し、民間の専門性を活かした施設の適正管理に努めている。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表は別紙のとおり。

経常収支比率は112.45%(令和6年度末)と100%を越えた水準にあるが、経費回収率は26.39%(令和6年度末)であり、事業単独での採算確保は難しく、一般会計からの繰入金に頼った経営状態にある。漁業集落排水事業の特性上、独立採算は今後も難しいが類似団体と比較しても低い状況であり、今後も人口減少や物価高騰といった厳しい経営環境が予測されるため、段階的に経費回収率を向上させる取組みが必要である。

2. 将来の事業環境

(1) 町内人口の予測

【予測】岬町人口ビジョンより

令和7年度 13,436人

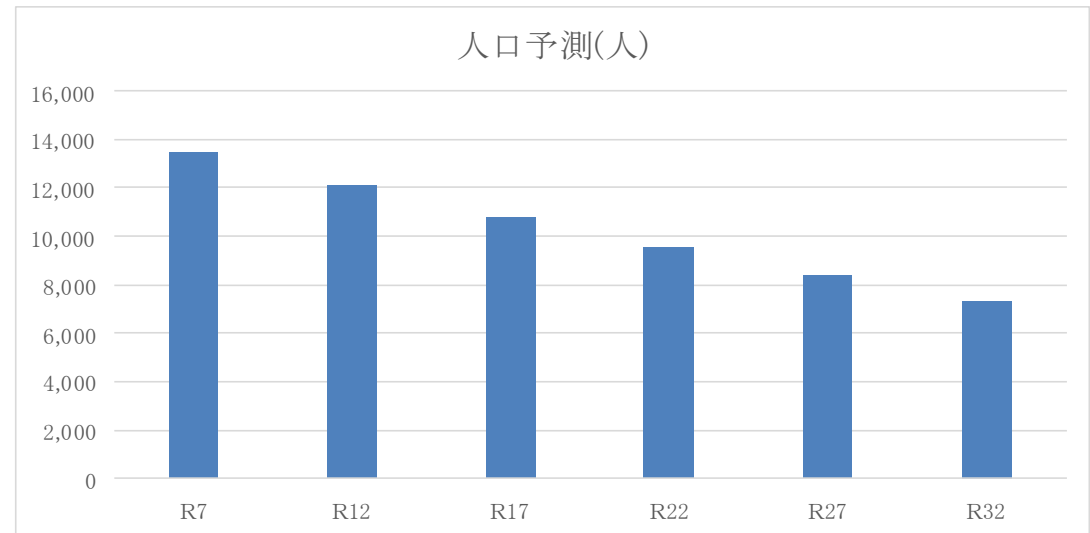
令和12年度 12,107人

令和17年度 10,813人

令和22年度 9,561人

令和27年度 8,379人

令和32年度 7,296人



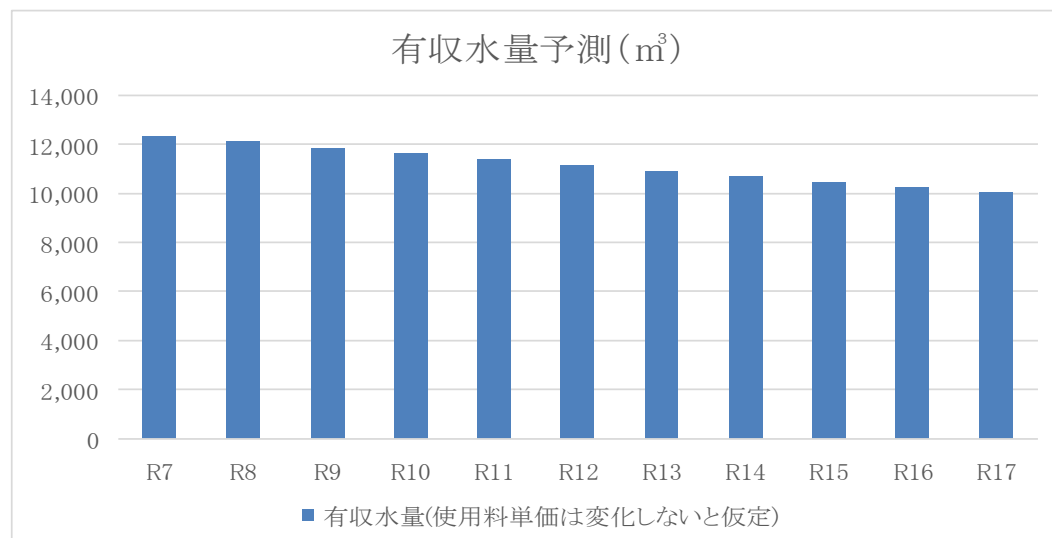
(2) 有収水量の予測

【予測】町内人口の減少に伴い緩やかに減少していく見込み

令和7年度 12,324m³

令和12年度 11,152m³

令和17年度 10,010m³



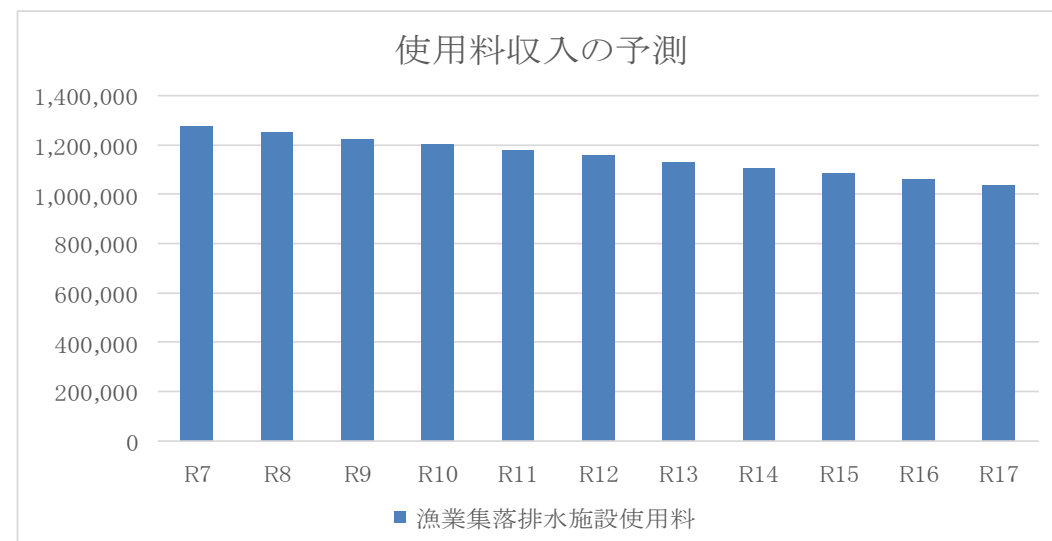
(3) 使用料収入の見通し

【予測】人口や有収水量の減少により、使用料収入も減少する見込み

令和7年度 1,276,064円

令和12年度 1,154,738円

令和17年度 1,036,482円



(4) 施設の見通し

小島浄化センターの修繕箇所が増加傾向にある。費用対効果を鑑み、適宜、維持修繕を実施していく見通し。

(5) 組織の見通し

現状の組織体制を維持する見込みであるが、業務の効率化を継続的に目指し、適正な人員配置に努める。

3. 経営の基本方針

総合計画では、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち“みさき”」を将来像として定め、当町の下水道事業は、総合計画の施策の基本方針の1つである「安心・安全な暮らしを守る施策を進めます」に位置付けられています。

本経営戦略では、総合計画における将来像や基本方針を踏まえ、基本理念を「安全・安心で快適な暮らしと水環境を守る下水道」と決めました。この基本理念を実現するため、「安全・安心を守る」、「快適な暮らしを守る」、「水環境を守る」の3つを基本方針として決めました。

1. 「安全・安心を守る」

下水道が有する汚水の収集・処理の機能を平常時はもとより、大規模災害時においても持続的に提供するために、老朽化した管渠等の適切な維持管理の推進に取り組みます。

2. 「快適な暮らしを守る」

下水道は快適な生活を享受する上で不可欠な施設であるが、人口減少及び節水機器の普及等による使用料収入減少等により、経営環境は今後厳しくなると予想されます。このような環境変化を踏まえ、当町では、企業会計の導入や効率的な下水道整備を推進することにより、公共サービスとして持続的な経営が出来るように取り組みます。

3. 「水環境を守る」

下水道は、その整備に伴い、トイレの水洗化率が向上し、公衆衛生が確保されるとともにこれら公共用水域の水質が改善されてきました。今後も、未普及地域での下水道整備や広報等による水洗化率の向上に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	○投資の目標に関する事項 令和17年度末下水道人口普及率98.5%を目標とする。
-----	---

○老朽管対策

布設後50年(耐用年数)を経過した汚水管はないが、将来的に更新投資が集中しないように計画的な老朽管対策を実施していく。

○投資の平準化

建設改良費については、投資額が突出した年度がないように計画的な更新投資を努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	○財源の目標に関する事項 計画期間内における経常収支比率100%及び経費回収率6%の達成を目標とする。
-----	--

国庫補助金や地方債を最大限に活用することで住民負担の軽減及び負担の平準化に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
最新の前算額を基準に算出を行っている。
- 動力費に関する事項
最新の前算額を基準に算出を行っている。
- 修繕費に関する事項
過去5年間における決算額の平均により算出を行っている。
- 委託費に関する事項
最新の前算額を基準に算出を行っている。
- その他
過去5年間における決算額の平均により算出を行っている。また、平均値が実態と乖離する場合は、最新の決算額及び前算額を基準に算出を行っている。
- 全般
各費目について、物価上昇率及び賃金上昇率を加味して算出を行っている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	なし。
投資の平準化に関する事項	なし。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし。
その他の取組	なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和6年度から地方公営企業法の財務適用を実施し、経営の見える化を図っている。法適用による効果としてコストの分析ができ次第、使用料適正化に向けて見直しを検討する。
資産活用による収入増加の取組について	現時点で活用できる資産はない。今後資産活用事例がある場合は検討する。
その他の取組	投資的経費に充当する財源については、国庫補助金・企業債・受益者負担とともに、資産状況を把握し、下水道事業を継続的に経営できるよう、一般会計部局と緊密な連携を行う。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用は、未検討であるが、近隣市町の情報を得ながら、検討体制の整備に務める。
職員給与費に関する事項	職員数については、今後の行政需要を踏まえながら、効率的な業務体制を構築し、適正な職員数の確保に努める。
動力費に関する事項	今後の更新に合わせて省エネ機器の導入等を検討し、動力費の抑制に努める。
薬品費に関する事項	近隣市町村類似団体の実績と比較するなど常に情報収集に努め、経費削減の方策を検討していきます。
修繕費に関する事項	定期的に調査・点検を実施し、効率的な修繕を実施することで、重大な故障等を未然に防ぎ、突発的な修繕費の抑制に努めてまいります。
委託費に関する事項	日々の業務の中で新たに委託できるものはないか検討し、事務の効率化、経費の削減に努める。
その他の取組	水洗化率向上のため、広報等による取り組みに努める。

5. 経費回収率向上に向けたロードマップ

		経営戦略計画期間										
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料	改定検討		←→					←→				
その他経営改善	接続促進	←→										
	経費削減	←→										
経営戦略	改定	←→					←→					←→
業績目標	経費回収率	9%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
	経常収支比率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略で試算した内容については、将来的に実績との間にある程度の乖離が発生することが想定されるほか、社会状況の変化等により、当初の見通しから大きく乖離することも考えられます。このため、経営戦略については、計画期間の中間点である令和12年度において検証を行い、見直し(ローリング)を行うこととします。また、毎年度の進捗管理(モニタリング)を行い、乖離が著しい場合には随時見直しを行います。</p>
---------------------	--

経営比較分析表（令和6年度決算）

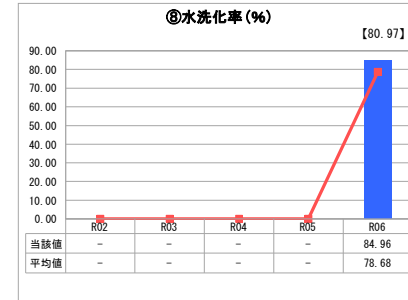
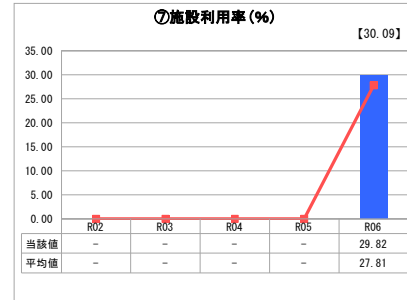
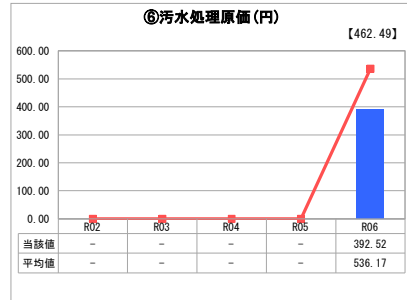
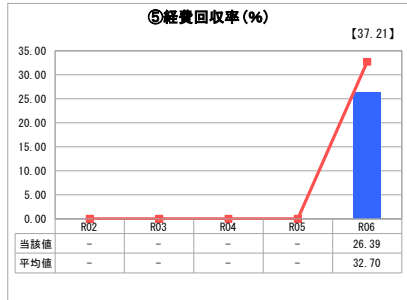
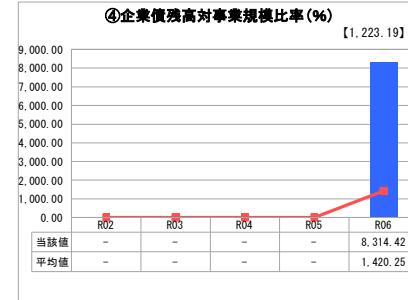
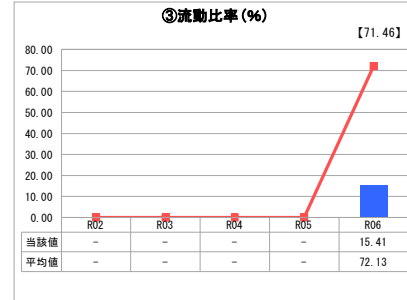
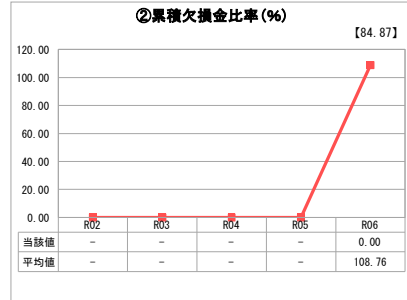
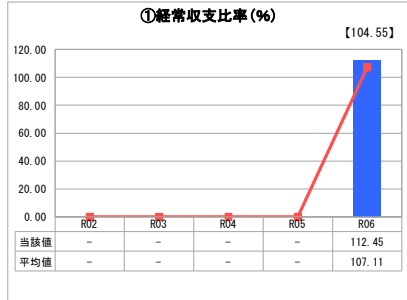
大阪府 堺町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料(円)
-	62.45	0.95	103.63	1,990

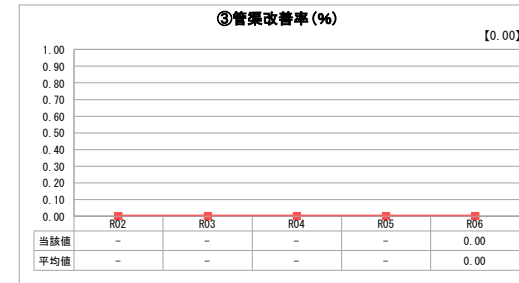
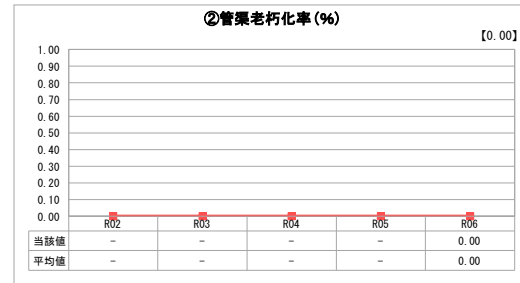
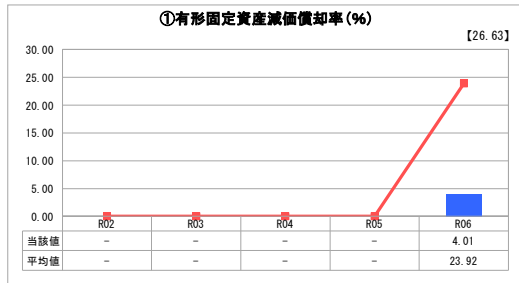
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,295	49.18	290.67
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
133	0.06	2,216.67

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

※令和6年度より地方公営企業法を一部適用したため、令和5年度以前の数値は表示されません。

① 経常収支比率が100%を上回っているが、現状は、収益のままである排水処理施設使用料は大阪府内でも低いため、費用の一部しか賄えておらず、不足分については一般会計からの繰入金に依存している状況です。

③④ 流動比率が類似団体平均値と比べて低く、企業債務高対事業規模比率が類似団体平均値と比べて高い理由は、排水処理施設使用料が低く、現金金が少ないため、また、過去の排水処理施設への投資や事業費を補うために借入れた企業債務高が多く償還金も大きいためです。

⑤ 経費回収率は100%を下回っており、下水道使用料で汚水処理費を賄えていない状況です。本要因は、前述のとおり排水処理施設使用料が低く、費用の一部しか賄えていないこと、また、地方公営企業法一部適用に伴い、算出数値の違いなどにより汚水処理原価が増加したことなどが考えられます。

⑥ 汚水処理原価については、一般会計より分立式下水道等に要する経費を受け入れているため、類似団体平均値よりも低い数値となっています。

⑦ 施設利用率は、類似団体平均値と比べて高いが、今後は人口減少に伴い減少傾向に転じる恐れがあります。

⑧ 水洗化率については、類似団体平均値と比べて高いが、水洗便所改造資金補助金、融資あっせん及び利子補助制度等により水洗化率向上に努めています。

2. 老朽化の状況について

※令和6年度より地方公営企業法を一部適用したため、令和5年度以前の数値は表示されません。

① 有形固定資産減価償却率については、地方公営企業法適用後初年度のため、類似団体平均値よりも低くなっています。

②③ 本町では平成20年に建設した施設のため、老朽化している箇所は特に見られません。

全体総括

本町の漁業集落排水事業は、令和6年度より地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行したが収支均衡を保つために移行後も一般会計からの繰入金に頼る状況にあります。

今後は新たな財務諸表を通して経営状況を明確に把握できるようになるとともに、令和2年度に策定した「経営戦略」の改定も予定しており、これらに基づき、より計画的な建設・更新工事、排水処理施設の効率的な維持管理、費用対効果を踏まえた経費の節減など経営の効率化に努め、繰入金に依存しすぎない健全な経営を目指していきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		(決算)		(決算)	(決算)											
資本的収入	1. 企業債															
	うち資本費平準化債															
	2. 他会計出資金															
	3. 他会計補助金															
	4. 他会計負担金															
	5. 他会計借入金															
	6. 国(都道府県)補助金															
	7. 固定資産売却代金															
	8. 工事負担金															
	9. その他															
計 (A)																
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)																
資本的支出	1. 建設改良費		935													
	うち職員給与費															
	2. 企業債償還金	8,228		8,401	8,578	8,759	8,943	9,132	9,324	9,521	9,722	9,906	9,528	7,429		
	3. 他会計長期借入返還金															
	4. 他会計への支出金															
5. その他																
計 (D)	9,163		8,401	8,578	8,759	8,943	9,132	9,324	9,521	9,722	9,906	9,528	7,429			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	9,163		8,401	8,578	8,759	8,943	9,132	9,324	9,521	9,722	9,906	9,528	7,429			
補填財源	1. 損益勘定留保資金	4,861		4,899	4,645	4,613	4,429	3,237	2,893	2,893	2,893	2,893	2,893	2,893	2,893	
	2. 利益剰余金処分額	4,217		3,502	3,933	4,146	4,514	5,895	6,431	6,627	6,828	7,013	6,634	4,536		
	3. 繰越工事資金															
	4. その他	85														
計 (F)	9,163		8,401	8,578	8,759	8,943	9,132	9,324	9,520	9,721	9,906	9,527	7,429			
補填財源不足額 (E)-(F)										1	1			1		
他会計借入金残高 (G)																
企業債残高 (H)	111,247		102,846	94,268	85,509	76,566	67,434	58,110	48,589	38,868	28,961	19,434	12,005			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)		(決算)	(決算)										
収益的収支分		13,936		23,989	31,350	31,982	31,314	31,565	31,810	32,048	32,288	32,509	32,166	30,123	
	うち基準内繰入金	7,605		7,376	7,227	7,015	6,648	5,267	4,732	4,536	4,336	4,132	3,926	3,737	
	うち基準外繰入金	6,331		16,613	24,123	24,967	24,666	26,298	27,078	27,512	27,952	28,377	28,240	26,386	
資本的収支分															
	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金														
合 計	13,936		23,989	31,350	31,982	31,314	31,565	31,810	32,048	32,288	32,509	32,166	30,123		